

タクシー事業の運賃及び料金認可申請事案 …… 1

自動車整備事業者の処分について …… 4

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成24年3月22日 関東運輸局長 神谷 俊広

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

11B 50号 株式会社 絆

1. 平成24年 3月 8日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- (ア)大型車 下限運賃  
(イ)普通車 下限運賃

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成24年 3月22日 関東運輸局長 神谷 俊広

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

11B51号 鶴瀬交通 株式会社

1. 平成24年 3月 7日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可申請の概要  
以下(別紙1)のとおり

1. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

(1)新たに「利用金額割引」を追加する。

(2)(1)の適用方法は以下による。

- ア. ポイント券により利用した運賃及び料金の額の確認を行い、基準(50ポイント)に達した運行の精算後に乗車券(券面710円)を発行し、その後の乗車時に乗車券が提示された場合に限り適用する。
- イ. 1回の運送(現金支払いの場合に限る)ごとに、利用した運賃及び料金の額について、710円につき1ポイント(710円未満切り捨て)に換算して算定するものとする。
- ウ. 乗車券を提示された場合の運賃及び料金の精算は、運賃メーター器の表示額から乗車券の券面額を減じた差額を収受するものとする。
- エ. ポイント券及び乗車券の有効期間は発行日より1年間とする。

その他運賃及び料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。

# 公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称及び住所

日産フォークリフト埼玉販売株式会社  
代表取締役 加藤 正信  
埼玉県さいたま市西区大字中釘2030番地

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

日産G栗橋営業所  
埼玉県久喜市高柳1124番地1  
認証番号 第4-4686号  
指定番号 関東指第4-1638号

### 3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令

停止期間	平成24年	3月28日	から	
	平成24年	4月16日	まで	20日間

### 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

平成24年 3月13日

関東運輸局長  
神谷 俊 広